

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者 研修課程を修了し たサービス提供責 任者を配置してい る場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業 所加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(I)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 1,168単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 介護予防訪問介護費(II)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護 が必要とされた者 (1月につき 2,335単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(III)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者 (1月につき 3,704単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×86/1000)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単 位数の合計				
	(2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×48/1000)					
	(3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100)					
	(4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)					

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う場 合	注 特別地域介護予 防訪問入浴介護 加算	注 中山間地域等に おける小規模事業 所加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 834単位)	×95/100	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1回につき +24単位)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×34/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の90/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)						

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注]

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合	
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき 1,647単位)		×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位	
	要支援2 (1月につき 3,377単位)						-752単位	
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき 100単位を加算)								
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)								
ニ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)								
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)								
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)						
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)						
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)						
	(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)						
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)						
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)						
		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
			要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
(3) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
	要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×40/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
								(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×22/1000)
								(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注	
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +240単位	-376単位	
		要支援2 (1月につき 3,715単位)					-752単位	
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,812単位)						-376単位
		要支援2 (1月につき 3,715単位)						-752単位
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)								
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)								
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)						
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)						
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)						
	(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)						
ヘ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	要支援1 (1月につき 72単位を加算)						
		要支援2 (1月につき 144単位を加算)						
		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算)					
			要支援2 (1月につき 96単位を加算)					
(3) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 24単位を加算)							
	要支援2 (1月につき 48単位を加算)							
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×34/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計						
								(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)
								(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の80/100)

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目